

「臨地・校外実習のてびき（第2版）」

変更箇所

2012年4月

p.89 表 7-1 食事療養費に関わる食事療養の費用の額に関する基準

2行目 栄養管理加算1日につき12点 → 削除

p.100 第7章 病院の特徴と実習内容

Column 管理栄養士の栄養指導に関わる平成24年度診療報酬の改正 と変更

○栄養管理実施加算……削除

栄養管理実施加算とその目的 → 栄養管理の目的 と変更

栄養管理の目的 → 変更なし

栄養管理実施加算 → 栄養管理の必要性 として以下の内容に変更

平成24年4月の改正により、病院等医療施設において入院患者を対象として、入院時の栄養状態を把握し、実態に合わせた栄養管理を行うことに対して、診療報酬上評価（12点）されていたが、2010年にはこの加算は97.9%の病院が届け出ており、入院基本料を算定する上で、この要件をクリアすることを義務づけることとなり、実施しない場合には減算の措置が執られることとなった。

疾病罹患者については、病態や病状の悪化あるいは不適切な食事摂取などからアンバランスな栄養状態に陥っている症例が多い。そのために管理栄養士、医師、看護師など多職種協働により、個人の特質に応じた病態や病状の把握を行い、必要な栄養素の質や量を協議し、治療目的に合致した食事を提供するとともに適切な栄養教育を行う。個々の患者に応じた適切な栄養を補給し、疾病の治癒あるいは病状の回復を図ることを目的として、さらに退院後の日常生活において、継続的に実践できるよう指導・教育しなければならないという「栄養管理の目的」を全うすることはいうまでもない。